

ヒッタイト王家の家族観とその外交への適用

山 本 孟

はじめに

紀元前2千年紀後半の古代中近東は「国際関係の時代」を迎えていた [渡辺 1998]。メソポタミアのバビロニアやアッシリア、エジプト、アナトリアのヒッタイトなどの属国を従えた大国の支配者たちは、複数の属国を傘下に治める者として「大王」(LUGAL.GAL)を名乗り、また互いをそのように認め合うことで、対等な関係の下に外交活動を展開していた。彼らは使者を通じて書簡を交換し、交渉の末に国際条約や婚姻を結ぶことによって、友好同盟関係を築こうとした。こうした書簡や条約といった外交文書の中では、大王たちは対等であることを表すために相手方の大王を「我が兄弟」(ŠEŠ-YA)と呼んでいた。リヴェラーニは、このような外交儀礼を次のようにまとめている。

「兄弟関係」の比喩は同等な関係を表すために用いるのに適している。青銅器時代において「兄弟の縁組み」という法的手続きは一般的であったため、この比喩は問題なく理解され、広く受け入れられることとなった。この「兄弟関係」は慣習的ではあるが、血縁関係と同じ効力と意味をもっている。したがって、それは(中略)対等な者同士の政治同盟を表現するには非常に便利な言葉であった。[Liverani 2001: 135]

他方、大王たちは自らに従属する支配者を「我が息子」(DUMU-YA)と呼んで宗主関係を示した。父が子を保護し、子が父を敬うように、大王は、外敵からも国内の政敵からも属国の支配者を守る責任があり、後者は前者を父と見なして忠誠を守らなければならなかったのである [Liverani 2001: 128-134]。このように、兄弟は対等であり、子は父に従うべきであるという社会的価値観を共有していた古代中近東世界の支配者たちにとって、「兄弟」および「息子」という表現は相手国の支配者との関係を比喩的に示すのに適していたのである。

こうした家族のメタファーは、王室間での結婚によって現実味を帯びるようになった。リヴェラーニは、王室間で結婚が繰り返されることで古代中近東の王室は一つの家族とみなされるようになったと指摘する。その上で、このような家族としてのまとまりは「各王国が互いに同じような政治的階級構造を持っているという前提意識に基づいており、君主と臣下という区別で割り切られる垂直な『国家的』統一感と同じく重要な、水平的な統一感を生み出す」と述べている [Liverani 2001: 135]。各王室の間に姻戚関係が結ばれるにしたがって、国際社会全体は複数の王室をまたぐ、実質的な家族として捉えられるようになった。

こうした認識は、「兄弟関係」に比喩される大王の王室間の対等な関係を強調するようはたらいっていた。

紀元前 14 世紀半ばに始まる、いわゆる新王国時代¹⁾以降に「大王」を自称するようになった、アナトリアのヒッタイト王もまた、こうした外交儀礼に従っていた。歴代のヒッタイト王は他の大王を兄弟、属国の支配者を息子と呼び、王室間の結婚を通じて親族となることで、各国との友好関係や主従関係を強めようとしたのである²⁾。ただし、外交においてヒッタイトは国際的な家族の枠組みを受入れていたものの、国内においては王と親族関係にあることを非常に重視する独自の社会制度をもっていた。ほとんどの支配階級に属する者は王と血縁関係あるいは姻戚関係にあり、それによって初めて国家行政の重要な職に就くことができたのである [Giorgieri & Mora 2010: 147]。

王族が王との親族関係に応じて地位を得られるという国内状況にあった中で、ヒッタイト王は姻戚関係にある外国の支配者を、どのように見なし、扱おうとしたのだろうか。当時の国際社会では総じて家族の概念は共有されていたものの、各王室が抱く独自の家族のあり方や文化的価値観があったことも確かだろう。そうした点については、これまでにリヴェラーニが、大国の政治思想が国際社会に及ぼした影響を論じている。しかし、彼はヒッタイトやバビロニア、アッシリアを一括りにし、あくまで国際社会を「アジア対エジプト」という構図で捉えており、各国独自のイデオロギーは具体的に考察されていない。各王室における価値観がいかに国際的な家族の枠組みに当てはめられたかという問題は、各国の視点からの研究が必要である。本稿では、この問題についてヒッタイト王室を視点に取り組み。父子と兄弟、姻戚関係を表す語がどのような文脈において、どの程度の頻度で用いられているかをまとめ、ヒッタイト王室における家族の捉え方が外交にどのような影響を与えたのかについて考察を加える。それにより、ヒッタイト外交の独自性を明らかにすることが本稿の目的である。

第 1 章では、王位継承方法に着目し、ヒッタイト王家における父子関係および兄弟関係についてまとめる。第 2 章では、外交儀礼上、ヒッタイト王が諸外国の支配者を、「我が兄弟」・「我が息子」と呼ぶ例から、ヒッタイト王家の兄弟・父子関係の意識が外交にどのように反映されているかを考察する。第 3 章と 4 章では王の近親者と結婚した者を意味する「姻

1) 紀元前 17 世紀半ばから 12 世紀初めまで中央アナトリアを中心とした王国ヒッタイトの歴史は、古王国時代・中王国時代・新王国時代の 3 つに区分される。ハットゥシリ 1 世が中央アナトリアのハットゥシャを都として王国を成立させた前 17 世紀半ばから前 16 世紀末までが古王国時代であり、前 16 世紀末の王テリピヌの治世後から前 14 世紀前半ばまでが中王国時代である。それに続く新王国時代は、前 14 世紀半ばの王シュッピルリウマ 1 世の治世から王国が滅亡する前 12 世紀初めまでを指す。この時代は、ヒッタイトに服従した国々を属国とし、西はアナトリア南西部から東はメソポタミア北部と北シリアまで勢力下に置いたことから帝国時代とも呼ばれる。

2) 前 14 世紀以降の国際社会において、ヒッタイト王が大王として重要な地位にあったことは、ブライスを参照されたい [Bryce 2003: 27-34]。

族」という語の使用例に注目して、ヒッタイト王家における彼らの位置づけと、この語が外国の支配者に用いられる目的について考えたい。

I ヒッタイト王家

第1章では、ヒッタイト王家における家族関係について考察する。ホフナーは王家の中で「王以外の男子は年齢に関係なくすべて『王子』、女子は『王女』と呼ばれた」とする [Hoffner 1995: 563]³⁾。王家のすべての男子が「王子」(DUMU. LUGAL)と呼ばれていたならば、王は自身の息子とそれ以外の王族男子を区別していなかったのだろうか。また、その「王子」と呼ばれる者たちは互いをどのように見なしていたのだろうか。本章は、王位継承がどのような原則に従って行われていたのかを中心に検討し、王と「王子」および「王子」どおしの関係性を理解することを目的とする。

1 「偉大な家族」

「王族」あるいは「王家」を指すヒッタイト語 *salli haššatar* という成句は、文字通りには「偉大な家族」を意味する [CHD-Š: 99]。クレンゲルは、「偉大な家族」とは「拡大された血縁者の家族のことであり、彼らはその結束が国家に絶対不可欠であると見なしていた。すなわち、王の『氏族 (ゲンス)』こそが国家の基本的な核を形成し、国家存続の必要条件として肝要であった」という [Klengel 2003: 284]。王の氏族、すなわち *salli haššatar* は国家運営の中核であったために、彼らが互いに争い、結束していないという状況では国家が崩壊の危機に陥ることになったのである。しかし、前16世紀末の王テリピヌが発した、いわゆる『テリピヌ勅令』(CTH19)の中で、王家の様子が「王家の流血が広がっていた」[KBo 3.1 ii 31]⁴⁾と描かれているように、実際には王族間での骨肉の争いが繰り返されていた。王族たちの結束がいかに脆弱なものであったかはまた、同文書中でテリピヌが王族の結束を求めていることから示唆される。

タバルナ (=王)、テリピヌ、大王は [以下のように言う]: 「[か] つてラバルナが大王であった。そして彼の [息子] たち, [兄弟] たち, 彼の姻族, 彼の家族, 彼の軍隊は結束していた」と。[KBo 3.1 1-4; edition by Hoffman 1984: 12-13]

3) ホフナーはまた、高位高官の中には王族に属さない者がいたことも指摘している。「高位高官の中にヒッタイト王位を支配する家族とは血縁関係のない者がいたことも疑いようがない。『王子』と称されない高位高官たちはこうした集団の一員であっただろう。戦時には、彼らは『騎士』階級として貢献し、戦車の任務に就いていた」[Hoffner 1995: 565]。

4) 本稿で扱う各ヒッタイト粘土板文書はKBoとKUBのいずれかのシリーズに刊行されているものである。翻訳の表記については、[]は欠損した粘土板の復元された箇所であり、「」は一部が欠損している箇所、()は複写された別の文書を基に補われた箇所である。本稿では、特に翻訳者を挙げている場合、その訳を和訳している。

テリピヌは、かつての王ラバルナと、その後継者であるハットウシリ1世とムルシリ1世の治世を、王族が結束していた理想の時代と見なしている。その上で彼は、将来にわたって当時のように王族が一族として協調することを求めたのであった⁵⁾。しかし、その後の時代においても、王族たちの権力争いが絶えることはなかった。このことは、前14世紀末の王ムルシリ2世が自身の甥にあたるアレッポ王タルミ・シャルマに他の王族との結束を求めていることにも示唆される。

私、大王はアレッポ王タルミ・シャルマを助ける者であり、アレッポ王タルミ・シャルマは私、大王、ハッティの王を助ける者であれ。私、ムルシリ、ハッティの王の子孫たちはタルミ・シャルマの子孫たちを助ける者であり、タルミ・シャルマの子孫たちは私の子孫たちを助ける者であれ。我々は皆シュッピルリウマ、大王の子孫である。我々の家是一个であれ。[KBo 1.6 rev. 5-10; translation by Beckman 1999: 95]

ムルシリはかつての王シュッピルリウマ1世の孫であるタルミ・シャルマとの条約の中で、同じ王族の一員として互いの家族が保護し合わなければならないのだという点を強調している。こうした言及は、テリピヌの治世後も王族の争いが絶え間なく繰り返され、また王はそうした争いを回避することを常に意識していたということを表している。

2 王位継承と父子関係

王族間の争いは王位継承を発端に引き起こされた。その背景には、多くの「王子」たちが王位を継承することのできる候補者が多様であったことがあるだろう。先述の『テリピヌ勅令』には、王位継承順位は現職の王の第1夫人から生まれた第1位の王子に、側室から生まれた第2位の王子と第1位の王女の夫が続くと定められている。

第1位の王子、息子のみが王になるべし。もし第1位の王子がいなければ、第2位の息子、この者が王になるべし。もし王子、(男子)後継者がいなければ、第1位の娘、彼女に夫を取らせ、彼が王になるべし。[KBo 3.1 ii 36-39; edition by Hoffman 1984: 32-33]

この原則からは、継承者を選ぶ際、王にはかなりの自由裁量が認められていることがわかる。王は基本的には正当な王妃から生まれた第1位の息子の中から選ばなければならなかったが、そうした息子がいなければ側室の息子だけでなく、娘婿の中からも後継者を決めることができた。また、後述するように、実の息子がいたとしても息子以外の者を養子に取ることで後継者にした事例もあった。このように、王位を継承する可能性のある候補者が多いことが、

5) 「将来、私(テリピヌ)の後に王となった者について、彼の兄弟たちと彼の息子たち、彼の姻族、彼の家族、彼の軍隊が結束するように」[KBo 3.1 ii 40-43]。ここで挙げられる人々の順が彼らの王室内での序列を表しているとするならば、すべての王族男子が「王子」と呼ばれていたとしても、王の息子と王の兄弟の地位には一定の区別があったはずである。現職の王の息子は「王子」階層の頂点に位置づけられ、王の兄弟はそれに続く地位にあっただろう。

王族が絶え間なく争う原因となったと考えられる。

王位継承がさまざまな形で行われる中、ヒッタイトの歴史上、理想とされた確かな原則は、王位が父親である王からその息子へ受け継がなければならないというものである。このことは、王位継承を表すために「父の王座に座る」(*INA/ANA* ^{GIS}*GU.ZA ABĪYA eš-*) という表現が定型化されていることに示されている [Beckman 1986: 15; 26-31]。ただし、この表現は、必ずしも父から「実の息子」への継承だけを意味するものではなかった。王位継承に関する規定を定めたテリピヌ自身も2代前の王アンムナの義理の息子であり、また義理の兄弟である前任者フツジャを退位させて王位に就いた人物である [KBo 3.1 ii 8-12]。テリピヌが自身の勅令に、娘婿が王の養子として継承者になり得るという規定をあえて盛り込んだ背景には、前任者の息子でないにも関わらず不規則な形で王位を継承した自身を正当化しようとする意図があっただろう。

王から養子に王位が受け継がれた事例は、テリピヌの治世以前にも見られる。たとえば、古王国時代の王ハットゥシリ1世は「タワナンナ(=王妃)の兄弟の息子」(*ŠA* 'Tawannanna DUMU ŠEŠ-ŠU) と自称していることから、前任の王ラバルナの実の息子ではなく、その養子であったと考えられる [Beckman 1986: 21]。さらにハットゥシリ自身も、いわゆる『ハットゥシリ1世の遺言』(CTH6) と呼ばれる文書の中で、実の息子を排除し、孫であったムルシリを養子に取ると宣言して後継者に指名した [KUB 40.65 ii 37-38]。このように、テリピヌが継承法を定める以前から、王の養子や娘婿が後継者となり得たのであった。また、テリピヌの治世後の前14世紀の王トゥドゥハリヤ2世は娘アシムニカルと結婚して養子となったアルヌワンダ(1世)と共同統治を行い、のちにアルヌワンダは単独で王位に就いている [Beckman 1986: 23]。つまり、義理の関係にあっても「息子」と見なせば、王は実の息子以外であっても王位を継承させることができたのである。

新王国時代には、父から実の息子への王位の世襲が比較的続いている。ただし、前王が後継者指名をせずに死去したか、あるいは後継者となる息子がいなかった場合に限っては、王の兄弟が王位を継承する例外的な措置が取られることがあった⁶⁾。また、シュッピルリウマ1世はおそらく兄弟であるトゥドゥハリヤ3世を、前13世紀中頃の王ハットゥシリ3世も甥であるウルヒ・テシュブを退位させ、王位を篡奪している。しかし、『ハットゥシリ3世の弁明』(CTH81) と呼ばれる文書の中で、ハットゥシリ3世が自身の守護神であるイシュタルの導きで王位を篡奪したと強調しているように、先王の息子でも養子でもなく、兄弟でもないハットゥシリは、特別な説明で王位を正当化しなければならなかった。このことから、新王国時代においても、基本的に親から子へ世襲されない王位継承は変則的であるという認

6) 前14世紀末の王ムルシリ2世は兄アルヌワンダ2世の、12世紀末の王シュッピルリウマ2世は兄アルヌワンダ3世の王位をそれぞれ継承している。シュッピルリウマ2世はアルヌワンダ3世には正統な後継者がいなかったことから自身が継承したと語っている [KUB 26.33 ii 7-8]。ムルシリ2世が兄アルヌワンダ2世の王位を継承したことについては次節を参照されたい。

識があったと考えられる。

ヒッタイトでは、原則的に王が相応しいと見なした第1位の王の息子が継承者となった。兄弟が継承することや王族による王位篡奪はあったものの、父である王から実の息子へと王位が受け継がれることが最も理想の形であっただろう。ただし、娘と結婚させるか、自ら養子に取ることで、王は実の息子以外を後継者に指名することもできた。このことから、王位継承の正統性は血縁関係ではなく法的に「王の息子」であるかどうか根拠となっていたことがわかる。

3 王の息子たちの兄弟関係

王位継承順位第1位の王の息子たちは、継承に関しては対等な立場にあった。しかし、父親である王がその内の一人を後継者に指名するために、新しい王は常に自身が選ばれたことに対する兄弟たちの不満を抑える必要があった。

例えば、ムルシリ2世はシリアのカルケミシュを治めていた兄ピヤッシリとその後継者たちに非常に高い地位を認めている。父シュッピルリウマ1世の末子であったムルシリは、兄アルヌワンダ2世が短い治世で死去した後に王位に就いたため、同じく兄であるピヤッシリに対して特権を与えなければならなかったのである。

私は我が愛する兄弟ピヤッシリのために、将来において[彼の]息子たち孫たちのために彼の昇格に関して条約を作った。ピヤッシリの息子や孫が誰であれ、ピヤッシリの子孫は誰であれカルケミシュ国の王座に登れ。陛下の皇太子は誰であれ、彼、[(ハッティの)皇太子]のみがカルケミシュ国王[よりも偉大であれ]。[KBo 1.28 obv. 6-19; translation by Beckman 1999: 169]

ムルシリはピヤッシリとの条約(CTH57)において、後者の選んだ後継者が次のカルケミシュ王となることを是認するだけでなく、カルケミシュ王の地位はヒッタイトの皇太子に次ぐという非常に高い地位を認めている。

おそらく同様の動機から、ムルシリ2世の息子で後継者のムワタリ2世も、弟のハットゥシリに親衛隊長(GAL MEŠEDI)という高位の職を与え、またアナトリア北部のハクピシュという国の統治も委ねた[KUB 1.1 i 25-26]。このように、先王の息子たちは元々対等な関係にあったために、その中から王が誕生すると、彼の兄弟たちは現政権の脅威となりえた。王は彼らを高位の職に就け尊重すると同時に、できるだけ首都から遠ざけようとしていたのである⁷⁾。王とその兄弟、あるいは王の第1位の息子同士の兄弟関係を良好に保つためには、常に政治的な配慮が欠かせない状況にあったと考えられる。

7) ヒッタイト王が、王位継承家系の見込みのない息子や兄弟に帝国の辺境の国を統治させる副王制と、その支配政策の意義については山本 2013 を参照されたい。

II 外交における家族の比喻

前章では、ヒッタイトの王位継承資格者は、王と法的に父子関係にある者すべてであり、その点で対等な王室内の兄弟たちの絆は政治的な配慮の上に成り立つものであったことが明らかとなった。こうした王室内の家族のあり方は、外交儀礼として家族関係を表す語を使用する際に、どのような影響を与えたのだろうか。本章では、外交文書中でヒッタイト王が諸学国の支配者を「我が兄弟」や「我が息子」と呼ぶ際、彼らとの関係性が自国の王家の兄弟や父子関係のあり方とどのように関連するかについて考察する。

1 「我が兄弟」

外交儀礼の大王たちの「兄弟関係」には2つの特徴が見出される。ポダニーが「大王たちは互いを家族と見なし、実の兄弟たちが示すような一種の忠誠を期待していた。」と説明するように、大王たちの関係には実の兄弟と同じような精神的な絆が期待された [Podany 2010: 10]。他方、彼らは兄弟として互いに対等であったために、場合によっては対立することもあり得た。リヴェラーニは、こうした関係性を「理論的かつ非常に理想的な相互愛のモデルである一方、終わりなき対立の源泉である」とし、「兄弟関係の比喻は『兄弟』間の対立を阻止しないことから、当時の政治に受入れられたのだ」と説明している [Liverani 2001: 136]。リヴェラーニが説明している大王たちの兄弟関係は、ヒッタイト王室の「王子」たちの兄弟関係と似ている。兄弟の絆は双方が政治的な利益を得る場合に成り立つものであったように、大王たちは国際社会の現実政治あるいは二国間のパワーバランスを考慮した上で、初めて兄弟としての友情を示したのである。

ヒッタイトの外交文書の中で「我が兄弟」という語は、主に当時の外交語であったアッカド語で記された条約や書簡に頻出する。たとえば、ハットウシリ3世とエジプトのラムセス2世は、両国間の条約 (CTH91) と多くの書簡の中で「我が兄弟」と呼び合っている⁸⁾。ハットウシリ3世はまた、バビロニア王カダシュマン・トゥルグと、その息子で後継者のカダシュマン・エンリル2世を、後者への書簡 (CTH172) の中で「我が兄弟」と呼んだ。さらに、ハットウシリ3世の後継者であるトゥドゥハリヤ4世は、アッシリア王トゥクルティ・ニヌルタを「我が兄弟」と呼んでいる (CTH177)⁹⁾。このように、ヒッタイト王が対等と見なし、かつ相手国の王から対等と見なされる場合に、「我が兄弟」と呼び合っている。

8) 両国の王室間の書簡と条約についてはエデル、特にヒッタイト語で書かれた書簡についてはホフナーが編集している [Edel 1994 and 1997; Hoffner 2009]。これらの書簡の中では、王妃ブドゥヘバもラムセス2世を「我が兄弟」と呼び、ラムセスは彼女を「我が姉妹」(NIN-YA) と呼んでいる。

9) ハットウシリ3世あるいはトゥドゥハリヤ4世は、トゥクルティ・ニヌルタの父シャルマネセルについても「我が兄弟」と呼んでいる (CTH187 および 175)。また、アナトリア西部のアッヒヤワ王がヒッタイト王を「我が兄弟」と呼ぶ例もある (CTH183)。

そのため、「我が兄弟」を使用することはその時々的情勢に左右された。このことは、おそらくウルヒ・テシュブと思われるヒッタイト王が、アッシリア王アダド・ニラリ1世へ宛てた書簡の中で、前者が後者から「我が兄弟」と呼ばれることを拒んでいることに示される。

どうして私が兄弟の絆としてあなたに書き送ることがあろうか。あなたと私は一人の母親から生まれただろうか。[私の祖父]と私の父が[兄弟の絆として]アッシリア王に書き送らなかったように、あなたは[兄弟として]、大[王として]私に書き送ってはならない。[それは私の]望み[ではない]。[KUB 23. 102 i 13-19; edition by Hagenbuchner 1989: 260-261]

ウルヒ・テシュブがアッシリア王に兄弟と呼ばれることを拒んだ理由には、当時アッシリアがヒッタイトの傀儡国家であったハニガルバトを征服し、脅威と見なされていたことがあるだろう。しかし、両国関係が変化した数十年後のヒッタイト王トゥドゥハリヤ4世は、アッシリア王の大王としての地位を認め、兄弟と呼び合っているのである。ブライスが指摘するように、外国の支配者を「我が兄弟」と呼ぶことは、属国を従えるような大国の支配者であれば誰にでも許されるわけではなく、国際社会の中で勝ち取る必要がある権利であった [Bryce 2003: 81]。相手国の支配者を「我が兄弟」という比喩表現で呼ぶ行為は、大王たちのコミュニティに属するに相応しいと見なされた者だけに限定され、またその時々々の二国間関係に依拠していた。つまり、たとえ外交儀礼であったとしてもヒッタイト王は、自国の王室内の状況と同様に、兄弟は対等であるがゆえに友好であることも、また争うこともあるという認識を持っていたはずである。

2 「我が息子」

外交文書の中で「我が兄弟」という呼びかけが頻出するのに対し、ヒッタイト王が属国の王を「我が息子」(DUMU-YA)と呼ぶことは特別な例に限られる¹⁰⁾。いわゆる『ミラワタ書簡』(CTH 182)では、この書簡の送り主と考えられるトゥドゥハリヤ4世が、比喩的にアナトリア西部の国の支配者を「我が息子」と呼んでいる¹¹⁾。

[私]、我が太陽は(あなた)、我が息子、人間を[取った]。あなたは[私を君主として]認め、[私はあなたの父親の国を]あなたに[与えた]。[KUB19. 55 obv. 2-3; edition by Beckman, et al. 2011: 124-125]

ベックマンらの補いに従えば、ヒッタイト王は、書簡の受取人である属国の支配者が王位を

10) ヒッタイト王子ピハウルウィはウガリト王イピラヌに宛てた書簡(CTH110)の中で、後者を「我が息子」と呼んでいる。属国の王に対してであってもヒッタイト王子がこの語を使用することは他に見られない。このことについて、リヴェラーニは「政治的な示唆はなく、個人的な尊敬を示しているに過ぎない」と説明する [Liverani 2001: 136]。年上であったことから、ヒッタイト王子がウガリト王を「我が息子」と呼ぶ極めて珍しい例である。

11) ベックマンらはミラ王タルカスナワに宛てた書簡である可能性を指摘している [Beckman, et al. 2011: 131-133]。

継承することを認める場面で「我が息子」と読んでいる。この支配者のことを「人間 (UN-an)」と呼んでいるのは、高貴なヒッタイト王が地方の平凡な一支配者を息子と見なしたことで、その王位継承を認めてやるという態度を示すためであろう。ヒッタイト本国から遠い小国の支配者に対しては、両者の立場の差を強調するためにあえて「息子」と呼ぶことがあったのだと推測される。

また、他にも属国の王を「我が息子」と呼ぶ例はミタンニ王シャッティワザとシュッピルリウマ1世との条約 (CTH52) に見られる。条約の中では、シャッティワザがミタンニ王位に就く際に語られたヒッタイト王の言葉を引用する箇所がある。

大王 (=シュッピルリウマ1世)、英雄は以下のように話した。「もし、私がシュッタルナとミタンニ国 [の軍隊を] 征すれば、私はあなたを拒まず、あなたを我が息子として取るだろう。私はあなたの側に立ち、あなたをあなたの父親の王座に置くだらう。」と。

[KBo 1.3 obv. 23-25; translated by Beckman 1999: 49]

シュッピルリウマ1世は、当時のミタンニ王シュッタルナを退位させ、自らに服従していたミタンニの王族シャッティワザをその王位に就けることで傀儡政権をつくろうとしていた。シュッピルリウマ1世は、娘をシャッティワザと結婚させ、実際に義理の息子としていたことから、ここで用いられる「我が息子」は比喩表現ではなく、両者の親族関係を表しているだろう¹²⁾。上述の『ミラワタ書簡』とシャッティワザの条約からは、ヒッタイト王が「我が息子」と呼ぶことが、属国の支配者をその国の王位に就けることと関係していることがわかる。自国の価値観に従い、ヒッタイト王は、純粋な比喩表現にせよ、実際に義理の息子とする場合にせよ、「我が息子」と呼ぶことで父が子の王位継承を認めるという構図をつくりあげたのであった。

ただし、ヒッタイト王が属国の王を「我が息子」と呼ぶ例が極めて少ないことから、外交上この語を用いることを避ける傾向があったと考えられる。こうした傾向があったことには少なくとも2つの理由が考えられる。第一に、王が「我が息子」と認めることがヒッタイトの王位継承候補者であることを示唆することが挙げられる。王位の継承は王が「息子」を指名することで成り立つという原則を意識し、属国の王を「息子」と呼ぶことを多用しなかったのだろう。また、すでに宗主権条約を結んでいる属国の王に対して「我が息子」という語を用いて、改めて主従関係を示す必要性を感じていなかった可能性もある¹³⁾。

ヒッタイト王は、自国の王室における家族関係が諸外国の支配者との関係に適合するかど

12) シュッピルリウマ1世は義理の息子であるミタンニ王シャッティワザと実の息子ピヤッシリに兄弟として協力し合うことを求め、将来に渡って彼らの子孫が対等であることを認めている。[KBo 1.1 obv. 59-67] 息子の兄弟であると見なすことはまた、シャッティワザとの上下関係を示そうとする意図があったと考えられる。

13) 条約 (ヒッタイト語で *ishiul*) を結ぶという行為自体に、行為者と被行為者の間に主従関係が想定されている点については山本 2015 を参照されたい。

うかを慎重に見極めていた。政治的考慮の上に成り立つ対等な関係を示す「我が兄弟」は、ヒッタイト王室の兄弟関係のあり方と合致する。一方で、ヒッタイトの王位を継承する資格があると暗示する可能性があったため、「我が息子」は属国の王を指すのに相応しい言葉ではなかった。ヒッタイト王は、属国の王を「我が息子」と呼ぶ以外に、王女と結婚した者を「姻族」と呼ぶことがあった。王女と結婚させたとしても、可能な限り属国の王を（義理の）息子ではなく、「姻族」（ヒッタイト語で *kaina-*、アッカド語で *HADĀNU*）という身分に見なした。このような現象を検討する前提として、次章では、ヒッタイト社会および王家における「姻族」と呼ばれる人々の位置づけを考察する。

Ⅲ ヒッタイト王家における姻族の位置づけ

クルークホルストはヒッタイト語の *kaina-* について、姻族 (in-laws)、すなわち結婚によって親戚となった者としている [Kloekhorst 2008: 12-14]。ヒッタイト王が、王女と結婚した嫁婿や養子を後継者とする場合、その者は王の「息子 (DUMU)」と呼ばれる¹⁴⁾。このことから、王女と結婚した者であっても *kaina-*（それに対応するアッカド語の *HADĀNU*）「姻族」と呼ばれる場合、彼らは王位継承権のある「王子」たちとは異なる身分と見なされたと考えられる。

『神官と神殿職員への訓戒文書』(CTH264)からは、姻族と呼ばれる人々が本家の「外」の人間と見なされていたことがわかる。

あるいはもし、あなたがそれ (= 供物) を取って (神々に) 供えながら、神々の魂にそれを届けることなく、あなたの家に取り置いて、あなたの妻たち、あなたの子供たち、あなたの女奴隷と男奴隷がそれを食べる、あるいはあなたの姻族 (^{LÚ.MEŠ}*kaenas*) や同盟関係にある外国の役[人]が来てあなたがそれを与えるならば、あなたはそれを神々の魂から取り去っていることになる。[KUB 13.4 i 50-55; edition by Taggar-Cohen 2006: 72]¹⁵⁾

神官の姻族たち (^{LÚ.MEŠ}*kaenas*) は、外国の役人 (*aššuwanza* ^{LÚ}*UBĀRUM*) と列挙され、家に「来る」ことから家の外に住む者である。本家には父と母、その子供たち、父の兄弟姉妹がおり、本家の者と結婚した姻族はそれとは別の家政を営んでいたと考えられる。

また、『冥界の女神への祈り』(CTH371)には、王家の中での姻族の地位が示されているように思われる。以下の節では、神官が王に代わって「冥界の女神の守護神」と呼ばれる神に捧げ物をし、冥界の女神に王について好意的に伝えるよう執りなしを求めている。その中ではまた、神官が王の親族らが彼を中傷しないよう祈っている。

14) たとえばハットゥシリ 1 世は養子に取った孫のムルシリを息子 (DUMU) と呼んでいる [KUB 40.65 ii 37-38; KBo 3.27: 13-14]。

15) タガー・コヘンは *aššuwanza* ^{LÚ}*UBĀRUM* を「同盟関係にある外国の役人」と訳し、彼らは「神官の友人」であるよりも「王の友人」と考えるべきだとしている [Taggar-Cohen 2006: 97]。

冥界の女神の守護神よ。これはあなたのものです。飲み食べ続けてください。冥界の女神の前で好意的に王について述べて下さい。冥界の女神の前で好意的に王の名を発して下さい。[もし] 彼 (=王) の父あるいは彼の母、彼の兄弟、彼の姉妹 (^{LÜ}gainas), 彼の姻族、彼の友人が[彼を]中傷しようとしても、彼(ら)にそうさせないでください。

[KBo 7.28 obv. 17'-21'; translation by Singer 2002: 22-23]¹⁶⁾

ここで、王の姻族 (^{LÜ}gainas) は王の姉妹と友人 (^{LÜ}aras) の間、つまり血縁者とそうでない友人の間に位置づけられる。王の血縁者との結婚によって姻戚関係にある彼ら「姻族」は、最初の神官の家族の例と同じように、本家の王とは居住を共にしない者たちであっただろう。

第1章の第1節で取り上げた『テリピヌ勅令』でも先の例と似た順序で姻族と挙げられる。テリピヌが理想として述べるラバルナの治世には、王の息子たち (DUMU^{MES}-ŠU) と兄弟たち (ŠEŠ^{MES}-ŠU), 姻族 (^{LÜ}.^{MES}gaenas=šes), (その他の) 家族 (^{LÜ}.^{MES}haššannaššas), 彼の軍隊 (ERIN^{MES}-ŠU) が結束していたと強調される。ここでは、姻族が王の兄弟とその他の王族たちの間に位置づけられている。すなわち、姻族と呼ばれる人々は、王の伯父や甥、従兄弟に勝り、王の兄弟に次いで王に近い王族と見なされていた可能性がある。

本家の家長には姻族を保護する義務があった。このような義務感は、ヒッタイト王がアナトリア西部のアルザワと呼ばれる地域の支配者マッドウワッタに対して発した文書 (CTH 147) に見出だされる。

[そのとき私は以下のように考えた]。クパンタ・クルンタはこれらの事柄をマッドウワッタに誓った。彼 (=クパンタ・クルンタ) は彼の[娘を]妻にもつ。彼 (=マッドウワッタ) は彼の姻族と自身の [娘に対して悪事を試みるだろうか]。彼はその死を準備するだろうか。[KUB 14.1 obv. 79-81; edition by Beckman et al. 2011: 82-83]

マッドウワッタはヒッタイト王に対し、共通の敵であったクパンタ・クルンタを娘と結婚をさせることを口実に呼び出して殺すことを提案した。引用した段落ではヒッタイト王が、最終的に娘に危害が加わる可能性があるにもかかわらず、マッドウワッタが義理の息子となるクパンタ・クルンタを本当に殺せるかどうか懐疑的に考えているということを伝えている。このヒッタイト王の言葉は、家長は結婚した本家の者を守るためにも、姻族を保護しなければならぬという価値観を示している。

ヒッタイト王室の中で、*kaena*あるいは *HADĀNU* という「姻族」と呼ばれる身分にあった人々は王の兄弟に次ぐ地位にあった。彼らは王と直接的な血縁関係を持たず、また王とは居住を異にしたが、王の近親者と結婚したことで王室内の序列は高い位置にあった。結婚して嫁いだ者を護るためにも、王には彼らを重要な王族の構成員と認め、保護する義務があったといえる。

16) 同文書中 obv. 6'-10' と rev. 32'-36' にも同様の内容が記されている。

IV 姻族となった外国の支配者

本章では、ヒッタイト王が姻戚関係をもった属国の王をいかに扱ったかについて取り上げ、彼らを「姻族」の身分にすることの意義について検討する。

トゥドゥハリヤ4世はシリアの属国アムルの王シャウシュガムワとの条約(CTH105)の中で、かつての王ムワタリ2世が姉(妹)であるマッサナウッジとアナトリア西部の属国セハ河国の王マシュトゥリを結婚させ、彼を「姻族」にしたと述べている。

ムワタリはセハ河国の王マシュトゥリを取り、結婚を通じて彼の姉(妹)マッサナウッジを与えた。彼(=ムワタリ)は彼を姻族(¹⁷HADĀNU)とし、セハ河国の王にしたのであった。[KUB 23.1 ii 16-19; edition by Kühne & Otten 1971: 10-11]

セハ河国のマシュトゥリは、ヒッタイト王女と結婚することで同国の王となることを認められているが、第2章第2節で挙げたシャッティワザのように「我が息子」と呼ばれず、「姻族」(¹⁷HADĀNU)と呼ばれる。また、続けてトゥドゥハリヤは、かつてマシュトゥリがヒッタイト王に対する裏切り行為を行ったことについて言及する¹⁷⁾。マシュトゥリは、ムワタリの「姻族」であったにも関わらず、ムワタリの息子で後継者のウルヒ・テシュブを護らず、その王位を篡奪したハットゥシリのクーデタに加担したのであった。マシュトゥリは、ムワタリ2世の「姻族」である限り、彼が指名した後継者を君主と認め、護らなければならない義務があったのである。こうした義務があったことは、シュツピルリウマ1世が彼の姉(妹)と結婚したアナトリア北部のハヤサの支配者フッカナに対し、彼が後継者指名した息子を君主と認めるよう命じていることからわかる。

ハッティのすべて、ハヤサの国土、その外側と内側の国々があなたのことを聞いた。今、あなたフッカナは私(=シュツピルリウマ1世)のみを君主として認めよ。そして私が「皆この者を認めよ」と指名した我が息子を認め、〈彼の兄弟たち(?)〉の間で区別せよ。

[KBo 5.3 i 6-11; translation by Beckman 1999: 105]

王は「姻族」を保護しなければならなかったが、その見返りとして「姻族」は王と王の後継者たちを君主として認め続ける義務があった。実際、トゥドゥハリヤは王位篡奪者であるハットゥシリの息子で後継者であるので、セハ河国王マシュトゥリの裏切り行為自体は、彼らにとっては有利に働いた。それでも、「姻族」は本家に忠実でなければならない点を強調したのは、トゥドゥハリヤもシャウシュガムワを自身の「姻族」にしたからであろう¹⁸⁾。

私(=トゥドゥハリヤ)、大王はあなたシャウシュガムワをその手に取って、トゥドゥ

17) 「彼を取り上げ、彼の義理の兄弟にしたのはムワタリであったにも関わらず、のちにマシュトゥリは彼の息子ウルヒ・テシュブを護らず、我が父の方へ寝返ったのである」[KUB 23.1 ii 24-28; edition by Kühne & Otten 1971: 10-11]。

18) シャウシュガムワ条約を含む、条約文書の冒頭に記される、いわゆる歴史序文については、アルトマンが詳細な研究を行っている [Altman 2004: 441-445]。

ハリヤは、シャウシュガムワを姻族とし、さらにアムル国の王位に就けた見返りとして自身を君主として護るよう義務づけている。⁽¹⁹⁾ *HADĀNU* 姻族にした。私は結婚を通じて我が姉妹を与え、彼をアムル国の王にした。私を君主として護れ。[KUB 23.1 ii 1-3; edition by Kühne & Otten 1971: 8-9]

王の「姻族」となった属国の支配者は、王女を与えたヒッタイト王とその後継者を永久的に宗主と認め続けなければならず、王とその後継者たちへの忠誠を守らなければならなかった。トウドウハリヤはそうした考え方の下に、たとえ父親のハットウシリと自身に有利に働いたとしても、マシュトゥリが義理の兄弟ムワタリと甥ウルヒ・テシュブを裏切った行為を悪例としてシャウシュガムワに示したのである。

また、シャウシュガムワの父でアムル王であったベンテシナもヒッタイト王女と結婚していることから、ヒッタイトとアムルの王室は密接な姻戚関係にあった⁽¹⁹⁾。それにより、シャウシュガムワはヒッタイト王族として扱われたと考えられる。このことは、トウドウハリヤ4世とタルフンタッシャ王クルンタとの条約 (CTH106. A. 1) の中で、シャウシュガムワの名前がヒッタイト王子たちと並記されていることに示される。

王子ネリッカイリ、王家の護衛官長フッジャ、王子クラクラ、カルケミシュ王イニ・テシュブ、セハ河国王マシュトゥリ、王の姻族 (⁽¹⁹⁾ *HADĀNU LUGAL*) シャウシュガムワ、*antuwasalli* のウッパラムワ、左翼軍隊の司令官タッタマル、王子エフリ・シャルマ、戦軍隊の司令官アバムワ、王子ヘシュミ・シャルマ、王子タキ・シャルマ、王子エウリ・シャルマ、千人監督官長アラリミ、ミラ国王アランタリ、アムル国王ベンテシナ (中略) の前でウッキヤのルパッキの息子、書記のハルワジティがタワにおいてこの書板を書いた。] [Bo 86/299 iv 30-42; edition by Otten 1988: 26-29]

シャウシュガムワは、「王の姻族」、つまりトウドウハリヤ4世の「姻族」という肩書きをもって、この条約発行にあたっての証人となっている。また、先述のマシュトゥリもシャウシュガムワに先行して挙げられている。マシュトゥリは、トウドウハリヤ4世とは直接的な姻戚関係になく、セハ河国王という肩書きであるが、彼の父親のクーデタの功労者として、また先に王の「姻族」になったことからシャウシュガムワに先行して現れているのかもしれない。マシュトゥリの前には、シュッピルリウマ1世の孫にあたるカルケミシュ王イニ・テシュブの名が挙げられ、シャウシュガムワの後にはトウドウハリヤの実の兄弟を含む王子たちが名を連ねている⁽²⁰⁾。さらに、シャウシュガムワが、父親で当時現職のアムル王であったベンテシナよりも前に挙げられていることは、父親よりもヒッタイト王室における序列が上であったことを示していると考えうる。この証人の一覧に挙げられる順が、ヒッタイト王

19) ハットウシリ3世の息子でトウドウハリヤ4世の兄弟ネリッカイリもアムル王女と結婚している [KBol. 8 obv. 19-21]。

20) この条約に列挙される証人たちの人物研究についてはファン・デン・ハウトを参照されたい [van den Hout 1995: 74-244]。

室の序列と直接的に結びつくとすれば、王の「姻族」であるシャウシュガムワとマシュトゥリにはヒッタイト王と血縁関係にある王族と遜色ないほどの地位が認められていたはずである。

姻族という語はまた、属国の王だけでなく、ハットウシリ3世の娘と結婚したエジプトの大王ラムセス2世にも用いられた可能性がある。ヒッタイト王妃ブドゥヘパは、ラムセスへの書簡(CTH176)の中で、彼と娘との結婚について述べる際、ラムセスに対して姻族という言葉を使用している。

あなた(＝ラムセス)、姻族(^{L6}HADĀNU)は[私(＝ブドゥヘパ)の娘を(結婚において)取るだろう]。[KUB 21. 38 ii 17; edition by Hoffner 2009: 289]

この文書は、当時の国際語であるアッカド語ではなく、ヒッタイト語で書かれていることから書簡の草案と考えられるため、実際にブドゥヘパがラムセスを姻族と呼んだかどうかは定かではない。しかし、この書簡がアッカド語に訳され、エジプトに送られていたとすれば、ヒッタイト王妃は大王に対して対等を示す「我が兄弟」ではなく、主従関係が示唆される「姻族」であると公的な文書で示したことになる。少なくとも、ブドゥヘパがラムセスをそのような身分とみなそうとしていたことは考えられる。

王女と結婚させ諸外国の王を「姻族」の身分にすることは、ヒッタイト王を君主と認めさせる方策であった。姻族は、王の実の息子や養子、兄弟に劣るが、王とは別の家政を営むそれ以外の王族の中では最も高い立場にあったため、ヒッタイト王にとっては諸外国の支配者を位置づけるのに適切な身分であっただろう。また、ヒッタイト王は王女と結婚した外国の王を「我が息子」ではなく「姻族」と呼ぶことで、本国の王位を継承する可能性のないことを強調したと考えられる。

おわりに

ヒッタイトの王位継承には、父から子に受け継がなければならないという原則があった。基本的に継承順位が第1位の王の息子たちは対等であり、また、法的に父子関係にあれば養子であっても後継者となることがあった。そのため、王の兄弟や王の息子など「王子」と呼ばれる身分の王族たちは、継承をめぐる常に対立する可能性があったのである。そのため、「王子」たちの友好関係は、双方の利害が一致する場合にのみ成り立つものであった。

ヒッタイト王室のこのような兄弟関係や父子関係は外交にも影響を与えている。大王たちが利益を追及する中でうまれる比喩的で慣習的な兄弟関係は、ヒッタイト王室で「王子」たちが争いながらも維持していた兄弟関係のあり方と似ている。しかし、ヒッタイト王が主従関係にあっても属国の支配者のことを、ヒッタイト王位の継承者であることを暗示する「我が息子」という呼び方で呼ぶ事例はほとんどない。擬似的な父子関係を示すことで属国の支配者の王位継承を認めるといふ、特別な場合以外で「我が息子」という呼びかけは用いられ

ない。

ヒッタイト王にとって、外交の究極目的は諸外国の支配者を「姻族」の身分にすることであった。ヒッタイト王は、王女と結婚させることで外国の王を保護する立場に立つことで、自らを君主として認めさせようとしたのである。ヒッタイト王が属国の王を姻族と呼ぶ傾向にあったことには、自国の王室内での争いを最小限にしようとする意図もあっただろう。彼らの身分は「王子」とは異なり、王位継承者になり得なかった。「姻族」として、諸外国の支配者にヒッタイト王家の一員としてのアイデンティティを共有させ、彼らを自国の文化的価値観の下に引込むと同時に、王位継承の候補者となりえないことを示す手段であったと考えられる。

本稿では、家族を表す語に着目してヒッタイト王家の家族関係に対する意識が外交にどのように作用したかについて検討した。その結果、諸外国の支配者を王女との結婚を通じて「姻族」という身分と見なすことを目的としていた点が明らかになった。そこからは、当時の国際社会で共有された価値観に基づいた外交上の家族関係を受入れながらも、ヒッタイトはそれに独自の家族観を適応していたことがわかる。こうした政策はヒッタイト外交の独自性を示していると言えよう。ヒッタイト王は、当時の外交儀礼に可能な限り従いつつ、諸外国の支配者の影響を最小限にとどめようとする意志がここに垣間見えるのである。しかし、本稿ではヒッタイト王家の家族観を概観するに留まり、それと深く関連する結婚や養子縁組みの制度については十分に考察できていないため、これらの点は今後の課題である。

参考文献

- CHD: *The Hittite Dictionary of the Oriental Institute of the University of Chicago*, Chicago, 1980ff.
CTH: Emmanuel Laroche, *Catalogue des textes hittites*, Paris, 1971.
KBo: *Keilschrifttexte aus Boghazköy*, Berlin.
KUB: *Keilschrifturkunden aus Boghazköy*, Berlin.
- Altman, A. (2004) *The Historical Prologue of the Hittite Vassals Treaties. An Inquiry into the Concepts of Hittite Interstate Law*. Ramat-Gan.
- Beckman, G. M. (1986) Inheritance and Royal Succession among the Hittites. In: Hoffner H. A. and Beckman G. M. (ed) *Kaniššumar. A Tribute to Hans G. Güterbock on his seventy-fifth Birthday, May 27, 1983 (Anatolian Studies 23)*. Chicago, 13-31.
- Beckman, G. M. (1999) *Hittite Diplomatic Texts* (2nd edition). Atlanta.
- Beckman, G. M. (2003) International Law in the Second Millennium: Late Bronze Age. In: Westbrook, R. (ed) *History of Ancient Near Eastern Law*. Leiden.
- Beckman, G., Bryce, T. R. and Cline, E. H. (2011) *The Ahhiyawa Texts (Society of Biblical Literature, Writings from the Ancient World 28)*. Atlanta.

- Bryce, T. R. (2003) *Letters of the Great Kings of the Ancient Near East*. London.
- Edel, E. (1994) *Die Ägyptisch-hethitische Korrespondenz aus Boghazköi in babylonischer und hethitischer Sprache*, Band I-II. Opladen.
- Edel, E. (1997) *Der Vertrag zwischen Ramses II. von Ägypten und Hattušili III. von Hatti*. Berlin.
- Giorgieri, M & Mora C. (2010) Kingship in Hatti during the 13th Century: Forms of Rule and Struggles for Power before the Fall of the Empire. In: Cohen, Y., Gilan, A., and Miller, J. L. (ed) *Pax Hethitica. Studies on the Hittites and their Neighbours in Honour of Itamar Singer (Studien zu den Boğazköy-Texten 51)*, 136-157.
- Hagenbuchner, A. (1989) *Die Korrespondenz der Hethiter (Texte der Hethiter 15)*. Heidelberg.
- Hoffman, I. (1984) *Der Erlaß Telipinus (Texte der Hethiter 11)*. Heidelberg.
- Hoffner, H. A. (1995) Legal and Social Institutions in Hittite Anatolia. In: Sasson, J. C. (ed) *Civilizations of the Ancient Near East*. New York, 555-569.
- Hoffner, H. A. (2009) *Letters from the Hittite Kingdom*. Atlanta.
- Hout, T. J. P. van den. (1995) *Der Ulmitesub-Vertrag (Studien zu den Boğazköy-Texten 38)*. Wiesbaden.
- Liverani, M. (2001) *International Relations in the Ancient Near East, 1600-1100 BC*. Basingstoke.
- Klengel, H. (2003) Einige Bemerkungen zur Struktur des hethitischen Staates. *Altorientalische Forschungen* 30, 281-289.
- Kloekhorst, A. (2008) *Etymological Dictionary of the Hittite Inherited Lexicon*. Leiden.
- Kühne, C. & Otten, H. (1971) *Der Šaušgamuwa-Vertrag (Studien zu den Boğazköy-Texten 16)*. Wiesbaden.
- Otten, H. (1988) *Die Bronzetafel aus Boğazköy (Studien zu den Boğazköy-Texten Beiheft1)*. Wiesbaden.
- Podany, A. H. (2010) *Brotherhood of kings: How Intemational Relations Shaped the Ancient Near East*. New York.
- Singer, I. (2002) *Hittite Prayers*. Atlanta.
- Taggar-Cohen, A. (2006) *Hittite Priesthood (Texte der Hethiter 26)*. Heidelberg.
- Taggar-Cohen, A. (2011) Biblical covenant and Hittite išhiul reexamined. *Vetus Testamentum* 61, 461-488.
- 山本 孟 (2013) 帝国時代におけるヒッタイトの支配体制 —— 副王制・属国支配・外交 —— 『史林』96 (4), 1-34.
- 山本 孟 (2015) ヒッタイトの「条約」と「婚約」の概念: 動詞 *išhiya-*と *hamenk-*に関する一考察 『オリエント』57 (2), 1-15.
- 渡辺和子 (1998) 国際関係の時代 —— 前二千年紀後半のオリエント世界 —— 大貫良夫他 (編) 『世界の歴史1 人類の起源とオリエント』中央公論新社, 272-324.